

TAINS

Tax Accountant Information Network System

SERIES TAINS 解体新書

取引相場のない株式の評価方法 — 配当還元方式の適用の可否 —



依田 孝子〔大森〕

はじめに

相続により取得した取引相場のない株式の価額は、特別の事情がない限り、評価通達により算定されます。また、所得税法59条1項2号の低額譲渡における取引相場のない株式の「その時の価額」は、原則として、一定の条件の下に評価通達により算定されます。

そして、配当還元方式が適用される「同族株主以外の株主等が取得した株式」該当性を判定する場合、株主及びその同族関係者の有する議決権割合は、財産評価では財産取得者側、所得税では譲渡直前の譲渡人側で判定することとされています(評基通188、188-2、所基通59-6)。

今回は、そのような違いから、株式の評価方法が異なることとなった相続税と所得税の判決をご紹介します。

I 取引相場のない株式の評価

平29.8.30東京地裁判決(一部認容)(確定) Z888-2122

<事案の概要>

本件は、A社の代表取締役であった被相続人庚の相続人(配偶者)である原告が、庚の有していたA社株式18万3,925株(本件株式)を相続(平成19年12月相続開始)により取得し、これを配当還元方式により1株当たり75円と評価して相続税の申告をしたところ、鶴見税務署長が、本件株式は類似業種比準方式により1株当たり2,292円と評価すべきであるとして更正処分等をしたことから、原告が、その処分等の取消しを求めて争った事案です。

なお、相続開始の約5か月前、庚がA社株式72万5,000株をB社に株式譲渡したことから、庚一族(同族株主グループ)のA社株式の議決権割合は、22.79%から14.91%になりました。

<裁判所の判断>

裁判所では、次のとおり判断し、本件株式は配当還元方式により評価することが相当であるとししました。

1 評価通達188の「同族株主以外の株主等が取得した株式」該当性

① 被告が主張するA社における評価通達188の議決権割合の判定に際し、関連会社であるC社及びB社の有する議決権の数(議決権割合は、C社24.18%、B社7.88%)を、A社の議決権総数から除外すること、あるいは、原告の有する議決権の数に合算することは、いずれも相当であるとはいえない。

② そうすると、課税時期において、A社には合計して30%以上の議決権を有する株主及びその同族関係者がいないため、A社は「同族株主のいない会社」に当たる。また、原告及びその同族関係者である親族らの有する議決権の合計割合は14.91%であり、「株主の1人及びその同族関係者の有する議決権の合計数が、その会社の議決権総数の15%未満である場合」にも当たる。よって、本件株式は、評価通達188の(3)の株式に該当するから、「同族株主以外の株主等が取得した株式」に該当する。

2 「特別な事情」の有無

① 庚によりその一族の特株比率を15%未満とする旨の話が初めてされたのも、B社設立後約3年を経過した平成19年6月のこと等からすれば、B社の設立時に、B社への株式譲渡を目的としていたということとはできない。

② C社又はその株主とB社又はその株主が、それぞれの会社が有するA社の議決権行使につき、原告との間で何らかの合意をしたことはなく、原告から指示をされたこともなかったことから、C社及びB社がその有するA社の議決権について、原告の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意していたと認めることはできない。

③ 庚及び原告とA社並びにC社及びB社との間に、何らかの特殊な支配関

係等を認めることはできないから、庚及び原告によるこれらの会社に対する実効支配体制が確立されていたとはいえない。

④ したがって、本件株式が「同族株主以外の株主等が取得した株式」に該当するものであるにもかかわらず、配当還元方式ではなく、類似業種比準方式により評価することが正当と認される特別な事情があるとする被告の主張は採用することができず、本件株式につき、配当還元方式によって適正な時価を算定することができない特別な事情があるとは認められない。

II 「低額譲渡」該当性

平29.8.30東京地裁判決(却下・棄却)(控訴) Z888-2119

<事案の概要>

本件は、前事案の庚がA社株式72万5,000株を、平成19年8月、B社に株式譲渡(本件株式譲渡)したことについて、株式に係る譲渡所得の収入金額を譲渡対価(1株当たり75円の配当還元価額)と同じ金額として申告したところ、鶴見税務署長が、譲渡対価はその時におけるA社株式の価額(1株当たり2,505円の類似業種比準価額)の2分の1に満たないから、本件株式譲渡は所得税法59条1項2号の低額譲渡に当たるとして更正処分等をしたことから争われた所得税の事案です。

<裁判所の判断>

裁判所では、次のとおり、A社株式は類似業種比準方式により評価することが相当であるとして、本件株式譲渡は、低額譲渡に当たると判断しました。

① 譲渡所得に対する課税は、資産の値上がりによりその資産の所有者に帰属する増加益を所得として、その資産が所有者の支配を離れて他に移転するのを機会に、これを清算してその譲渡人である元の所有者に課税する趣旨のものとして解される。

② そのような課税の趣旨からすれば、譲渡所得の基因となる資産についての低額譲渡の判定をする場合の計算の基礎となる当該資産の価額は、当該資産を譲渡した後の譲受人にとっての価値ではなく、その譲渡直前において元の所有者が所有している状態における当該所有者(譲渡人)にとっての価値により評価するのが相当であるから、評価通達188の(1)~(4)の定めを取引相場のない株式の譲渡に係る譲渡所得の収入金額の計算上当該株式のその譲渡の時における価額の算定に適用する場合には、各定め中(「株主の)取得した株式」とあるのを「(株主の)有していた株式で譲渡に供されたもの」と読み替えるのが相当であり、また、各定め中のそれぞれの議決権の数も当該株式の譲渡直前の議決権の数によるのが相当であると解される。

③ 本件株式譲渡直前の時点において、A社には合計して30%以上の議決権を有する株主及びその同族関係者がおらず、A社は「同族株主のいない会社」に当たるから、A社株式は評価通達188の(1)及び(2)の株式には該当しない。また、本件株式譲渡直前の時点において、譲渡人である庚及びその同族関係者である親族らは、合計して15%以上の議決権を有していたから、A社株式は、評価通達188の(3)及び(4)の株式にも該当しない。

④ よって、A社株式は、評価通達178本文、179の(1)により類似業種比準方式により評価すべきこととなる。

⑤ 本件株式譲渡の経緯や実態等に鑑みると、本件株式譲渡を原告らのいう利害相反する第三者間の取引とみることとはできず、その対価をもってA社株式の時価ということとはできない。

収録内容に関するお問い合わせは
データベース編集室へ
TEL 03(5496)1416

80687	小高 明	玉 川	11月1日
8376	田中 新吾	江戸川北	11月6日
30856	吉田 眞	神 田	11月7日
63159	山崎 佳子	芝	11月8日
11493	神保 健	荻 窪	11月13日
45400	岡本 通武	中 野	11月24日
11011	武田 靖夫	麴 町	11月24日

入 会 法 人 (11月届出分)

法人番号	法人の名称
4150	イースト国際税理士法人 中央区日本橋茅場町1丁目3番7号 千代田ビル5F
14-65	辻・本郷税理士法人 池袋事務所 豊島区西池袋1丁目7番7号 東京西池袋ビルディング
767-4	税理士法人エスネットワークス 新宿支店 新宿区西新宿1丁目24番1号 エステック情報ビル1階
4158	税理士法人Suinas 渋谷区渋谷2丁目6番8号 ST青山ビル202
4165	税理士法人ASTACS 千代田区神田須田町2丁目8番地 ASKビル

4152	税理士法人エンサイド 江東区青海2丁目7番4号 the soho937
1775-2	税理士法人C Cube 立川支社 立川市曙町1丁目12番20号 COQUIAビル6-A号
4149	eel税理士法人 新宿区新宿5丁目15番14号 新宿大富ビル2階
4153	税理士法人関口会計事務所 千代田区平河町1丁目3番8号 平河町プラザ206
4153-1	税理士法人関口会計事務所 平河町二丁目事務所 千代田区平河町2丁目3番19号 岡田ビル3A
4151	税理士法人GNs 新宿区新宿6丁目7-1 エルプリメント新宿406
4155	税理士法人AKパートナーズ 新宿区西新宿7丁目5番9号 ファーストリアルタワー新宿301号室
4148	税理士法人和田会計 足立区綾瀬4丁目19番17号 ライオンズマンション綾瀬第二109号
274-2	中央会計税理士法人 東京事務所 中央区日本橋茅場町2丁目5番6号 日本橋大江戸ビル501号

4164	税理士法人赤坂税務総合事務所 港区赤坂8丁目6番17号 赤坂グランドハウス1F
------	---

退 会 法 人 (11月届出分)

法人番号	法人の名称	支 部	日 付
2990-1	税理士法人アイランドパートナーズ 東京事務所	麴 町	8月17日
767-2	税理士法人エスネットワークス 西東京支店	北 沢	10月18日
767-3	税理士法人エスネットワークス 千歳鳥山支店	北 沢	10月18日
1004-2	セントラルクリエイティブ税理士法人 入谷事務所	上 野	11月9日

東京税理士会会員状況

・税理士会員		・法人会員	
10月末会員数	22,484名	1,517事務所	
入会数	82名	15事務所	
退会数	51名	4事務所	
11月末会員数	22,506名	1,528事務所	

入会・退会情報については、会員等に周知することにより、にせ税理士・にせ税理士法人を排除する目的で会報に掲載しています。